

KnowBe4 利用規約

最終更新日: 2025年12月16日

KnowBe4利用規約 (以下「本契約」といいます) は、お客様によるKnowBe4のサブスクリプションサービスへのアクセスおよび利用条件を定めるものです。「KnowBe4」とは、KnowBe4, Inc. およびその子会社を指します。お客様がKnowBe4との間で別途マスター契約を締結している場合には、当該マスター契約が本サービスの利用条件を定めるものとします。なお、本契約において大文字で表記される用語は、本契約に定める意味を有します。お客様は、以下のいずれかの方法により本契約に同意した場合、本契約の条件に拘束されるものとみなされます。(1) サブスクリプションサービス上で同意ボックスをクリックする、(2) 本契約を参照する見積書を締結する、または (3) サブスクリプションサービスを利用する。本契約に同意する者が組織または法人を代表する場合、当該者は当該組織およびその関連会社を本契約に拘束する権限を有することを表明し、保証するものとします。この場合、「お客様」とは当該組織およびその関連会社を指すものとします。当該権限を有しない場合、または本契約に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。お客様およびKnowBe4を、本契約においてそれぞれ「当事者」、或いは「両当事者」と称することがあります。本契約は、KnowBe4が提供するサブスクリプションサービスのすべてのアクセスおよび利用に適用されます。KnowBe4は、必要に応じて本契約を変更することがあります。KnowBe4は、常に最新の利用条件を把握するため、定期的に本契約をご確認いただくことを推奨します。変更後もサービスの利用を継続した場合には、当該変更に同意したものとみなされます。本サービスは、その可用性、性能または機能の監視、ベンチマーキング、競合分析その他本契約により制限される目的のために利用してはなりません。また、KnowBe4の直接の競合事業者 (またはこれを代理する第三者) は、本サービスにアクセスすることはできません。

1. 定義。本契約の目的上、次の用語は以下のとおり定義されます。

「**関連会社**」とは、1つまたは複数の事業体を通じて、直接的または間接的に、特定の事業体を管理する、またはそれに管理される、またはそれと共通の管理下にある事業体を意味します。

「**ベータサービス**」とは、一般リリース前に所期の対象者の一部にサービスを試してもらい、代償としてベータ版製品に関するフィードバックをKnowBe4に提供してもらうソフトウェアテストの第2段階を意味します。

「**チャネルパートナー**」とは、KnowBe4の認定リセラー (再販業者)、ディストリビューター (販売業者)、またはマネージドサービスプロバイダを意味します。お客様はこれらを通じてサブスクリプションサービスおよび/または専門サービスを利用することができます。

「**機密情報**」とは、一方の当事者 (以下「**開示当事者**」) から他方の当事者 (以下「**受領当事者**」) に口頭または書面で開示される、次の情報または資料のすべてを意味します。(a) いずれかの当事者に何らかの競争上のビジネス優位性を与え、いずれかの当事者に何らかのビジネス上の優位性を獲得する機会を与え、またはその開示が開示当事者の利益を害する可能性があるもの、および (b) (i) 「機密」、「制限」、「専有」とマークされている、もしくはその他の類似のマークを含んでいる、(ii) 当事者が機密かつ専有であることを知っている、または (iii) すべての関連する状況から、機密であり、かつ専有されていると合理的に想定するべきもの。サブスクリプションサービスは、KnowBe4の機密情報とみなされます。

「**お客様のデータ**」とは、お客様またはお客様の代理としてサブスクリプションサービスを通じて処理または保存された個人データを含む (ただしこれらに限定されない) データおよびその他の情報を意味します。

「**お客様のデータ処理補遺**」とは、KnowBe4のグローバル顧客データ処理補遺を意味し、これは、[knowbe4.com/global-data-processing-addendum](https://www.knowbe4.com/global-data-processing-addendum)またはKnowBe4のウェブサイト上でKnowBe4が随時提供するその他のURLに掲載されています。

「**文書**」とは、KnowBe4が随時提供するsupport.knowbe4.com/hc/en-us、またはKnowBe4のウェブサイト上のその他のURLにある、その時点で一般に利用可能なKnowBe4のサブスクリプションサービスの文書、仕様、ユーザーマニュアル、サポートガイド等のKnowBe4のナレッジベースを意味します。

「**発効日**」とは、お客様が本契約に同意した日をいいます。

「**LMS**」とは、eラーニング教育コースまたはトレーニングプログラムのすべてを含むトレーニングコンテンツを管理、文書化、追跡、報告、および配信するための学習管理システム (learning management system) を意味します。KnowBe4は、ウェブホステッドサービスを通じてクラウドベースのLMSを提供します。KnowBe4が承認した場合、お客様は、本契約の条項に従ってお客様自身または第三者のLMSを使用する選択をすることもできます。

「**個人データ**」とは、お客様のデータ処理補遺の条項に定められた意味を有します。

「**処理**」「**処理済み**」および「**処理中**」とは、適用されるデータ保護法に定められた意味を有するものとします。

「**専門サービス**」とは、トレーニングコンテンツの実装およびインストールサービス、マネージドサービス、コンサルティングサービス、トレーニングコンテンツのカスタマイズおよびブランディングのためのサービス等、あらゆる専門のサービスであって、両当事者間で合意され、見積書に記載されているものを意味します。KnowBe4は、お客様に、実施する専門サービスの詳細を記載した作業説明書 (以下「**SOW**」) の提出をお願いする場合があります。

「見積書」とは、本契約に基づく購入文書、または発注書やSOWなどの他の類似の文書を意味します。当事者は、最初の見積書の写しを本契約の付属文書として添付することができます。かかる見積書が添付された場合、見積書は、本契約の締結をもって受理されたものとみなされます。

「セキュリティページ」とは、KnowBe4のセキュリティに関する声明を意味し、KnowBe4のセキュリティ慣行に関する情報を提供するものを指します。これは、knowbe4.com/security-measuresまたはKnowBe4のウェブサイト上でKnowBe4が随時提供するその他のURLに掲載されています。

「ソフトウェア」とは、本契約に基づきお客様がライセンスを取得し、お客様のシステムにインストールすることができる、APIを含むあらゆるソフトウェアのオブジェクトコード版を指します。KnowBe4がサポートサービスの一環としてお客様に提供するアップデートまたは機能拡張の範囲内において、当該アップデートおよび機能拡張はソフトウェアの定義に含まれるものとみなされます。

「サブスクリプションサービス」とは、KnowBe4がお客様に提供するウェブホステッドサービス、ソフトウェア、サポートサービス、専門サービス、トレーニングコンテンツ、および/またはその他のサービス（該当する文書を含む）を意味します。

「サポートサービス」とは、KnowBe4が提供するサブスクリプションサービスの保守およびサポートを意味し、knowbe4.com/legal/service-level-agreement、またはKnowBe4のウェブサイト上でKnowBe4が随時提供する他のURLに存在する、KnowBe4のサービスレベル契約に従って提供されるものとします。

「サブプロセッサ」とは、トレーニングコンテンツのライセンサーを含む、KnowBe4がサブスクリプションサービスの提供を支援するために契約する第三者ベンダー、ライセンサー、または請負業者を意味します。

「サブスクリプション期間」とは、それぞれの見積書に記載されている期間で、お客様が本契約に従ってサブスクリプションサービスへのアクセスを許可される期間を意味します。

「トレーニングコンテンツ」とは、KnowBe4および/またはその第三者のライセンサー（定義は後述）によって提供されるデジタルコースウェア、トレーニングモジュール、テストおよびトレーニングテンプレート、ゲーム、ポスター、イラスト、動画、ニュースレター、セキュリティ文書、または他のコンテンツおよび資料を意味します。

「ユーザー」とは、お客様がサブスクリプションサービスの利用を認定した個人であり、お客様がサブスクリプションを購入し、一意のビジネス用メールアドレス（すなわち、お客様が所有するドメイン名を用いて個人ユーザーに割り当てられたEメールアドレス）を付与した者を意味します。ユーザーには、お客様の従業員、独立請負業者、および代理人などの認定された関連ユーザーが含まれる場合があります。「ウェブホステッドサービス」とは、KnowBe4またはその代理店がホストするアプリケーションおよび/またはデータベースサービスであって、本契約に基づき、お客様およびそのユーザーがリモートアクセスおよび使用できるようにするサービスを意味します。

2. 支払い条件。

- 2.1. **サブスクリプションサービスの購入。** お客様は、以下のいずれか早い方の時点で、サブスクリプションサービスの全額購入（分割支払い条件の如何を問わない）を約束したものとみなされます。(a) お客様が署名した見積書が、処理のためにKnowBe4もしくはそれぞれのKnowBe4チャネルパートナーに送付された時点、(b) 見積書が添付された本契約が締結された時点、または (c) お客様が小切手、クレジットカード、もしくはその他の支払方法で支払いを提供した時点。小切手、クレジットカード、またはその他の方法による支払いの提供は、KnowBe4がお客様に送付した該当する見積書または請求書の受領とみなされます。お客様が特定の会計期間の制限または予算の対象となる組織である場合、お客様は、分割支払い条件の如何を問わず、お客様の現在の会計期間に割り当てられた予算からすべての料金を全額支払うことができます。またはお客様が現在の会計期間外に購入する権限を法的にもつことを表明し、保証します。本契約に別段の定めがある場合を除き、すべての販売は最終的なものであり、払い戻しや返金はできないものとします。
- 2.2. **サブスクリプションサービスの料金。** サブスクリプションサービスの料金は、KnowBe4によって指定され、KnowBe4の見積書に記載された期間に適用されます（該当する場合）。期間を指定しない場合、価格設定の適用期間は30暦日となります。前述にかかわらず、更新時、または見積書に指定されたサブスクリプション期間中にお客様がサブスクリプションサービスを追加またはアップグレードした場合、価格が引き上げられる場合があります。料金には、たとえば付加価値税、売上税、使用税、または源泉徴収税など、いかなる法域においても課される場合があるあらゆる性質の税金、賦課金、関税または同様の政府賦課金（以下、総称して「税金」という）は含まれません。お客様は、本契約に基づく購入に関連するすべての税金の支払について責任を負います。KnowBe4が、本項に基づいてお客様が責任を負う税金の支払いまたは徴収に法的義務を負う場合、KnowBe4はお客様に請求を行い、お客様は、適切な税務当局によって承認された有効な免税証明書をKnowBe4に提供しない限り、その金額を支払うものとします。疑義を避けるため、KnowBe4はその収入、財産、および従業員に関して課税される税金について単独で責任を負います。本契約または見積書に別段の定めがある場合を除き、(a) 料金は取得したサブスクリプションサービスに基づくものであり、実際の使用に基づくものではなく、(b) 本契約において明示的に認められている場合を除き、支払い義務は取消不能であり、支払われた手数料は返還不能であり、(c) サブスクリプション期間および購入数量を、該当するサブスクリプション期間中に減少させることはできません。明確にするために記すと、お客様は、本契約に基づいてサブスクリプションサービスを注文した関連会社が支払うべきであるにもかかわらず支払われなかった、あらゆる支払いについて責任を負います。お客様がKnowBe4に、ベンダー支払いポータルまたはコンプライアンスポータルの使用を要求し、それらのポータルの使用により、指定の手数料またはビジネスに必要な費用としてアップロードされた請求額に対する指定の割合の手数料がKnowBe4に課される場合、お客様はKnowBe4からの請求書を受け取り、かかる手数料の費用を支払う義務があるものとします。
- 2.3. **期日、支払い遅延。** サブスクリプションサービスの支払い金額については、KnowBe4は、サブスクリプション期間の開始時に全額、または見積書に明示的に記載されているとおりに請求することができます。お客様は、KnowBe4の請求書の日付から30日以内に、各請求書の正味金額を相殺または控除なしで支払うことに同意します（ただし、請求書に別段の記載がある場合を除く）。支払い遅延の通知から15日以内にお客様から異議のない金額が一切支払われない場合、KnowBe4は、本契約に基づいて支払われるべき金額に、支払期日またはそれ以前に支払われなかった異議のない金額全額に対し、1か月あたり1.5%の利息（または、適用法で認められる最高の利率）を加えた金額を受け取る権利を有するものとします。また、お客様は、合理的な弁護士費用を含みこれに限定されない、KnowBe4の合理的な回収費用をすべて支払うものとします。
- 2.4. **異議のある支払い。** お客様は、期日より前に請求書の全部または一部について、誠意をもって異議を申し立てる権利を有します。お客様が料金に異議を唱えることを支払い期限前に書面でKnowBe4に通知し、異議のない料金を期限内にすべて支払い、かつ争議の解決に向け誠実に協力する場合、KnowBe4は異議のある支払いに対する利息を回収しません。
- 2.5. **信用の承認、支払いの適用。** お客様は、KnowBe4による信用の承認を随時受ける場合があります。お客様は、信用条件の確立および/または継続のためにKnowBe4が合理的に要求する財政情報を随時提出することに同意するものとします。お客様から受け取った支払いには、お客様がKnowBe4に対して負ういづれかの支払い義務に適用される場合があります。
- 2.6. **チャネルパートナーからの購入。** お客様がチャネルパートナーを通じてサブスクリプションサービスを利用する場合、すべての支払い関連の条件は、チャネルパートナーとお客様との間に適用される契約が定めます。お客様がチャネルパートナーと締結する契約は、お客様とチャネルパートナーとの間で締結されるものであり、KnowBe4を拘束するものではありません。

3. 使用と権利。

- 3.1. **ライセンスおよびアクセス権。** KnowBe4は、サブスクリプション期間中、本契約および本文書（これらに定める利用制限または見積書を含む）の条件に従い、再販または公開ではなく組織内部での使用を目的として、お客様に対し、見積書に記載されている該当するサブスクリプションサービスにアクセスする非独占的、譲渡不可、譲渡不能な権利を付与します。該当するサブスクリプションサービスにおいて、ソフトウェアやトレーニングコンテンツのダウンロードが有効である場合、お客様は本契約、本文書、および第4.3項（「**お客様または第三者のLMSの使用**」）に従って、ソフトウェアおよびトレーニングコンテンツをダウンロード、インストール、使用、実行、および表示するライセンス権を有します。ソフトウェアおよびトレーニングコンテンツに関する権利は販売されるものではなく、ライセンスとして付与されます。サブスクリプションサービスに含まれる第三者ソフトウェアの使用は本契約の条件に従うものとし、当該サブスクリプションサービスと併せてのみ使用することができ、個別に使用することはできません。 KnowBe4のサブスクリプションサービスで使用される一部のソフトウェアまたはその他のコンポーネントは、knowbe4.com/hc/en-us/articles/360000870387-Open-Source-Licensing-Information、またはKnowBe4が随時提供する他のURLに掲載されるオープンソースライセンスの下で提供される場合があります。
- 3.2. **サブスクリプションサービス。** ユーザーベースのサブスクリプションサービスは、見積書に記載されたお客様が、当該サブスクリプションサービスの料金を支払い、かつ承認されたユーザー数の範囲内でのみ利用できます。お客様は、ユーザーアクセスを管理し、ユーザー数が購入した利用権の数を超えないようにする責任を負います。利用権の数を超過した場合、お客様は速やかに追加ユーザー分の料金を支払うか、ユーザー数を購入済み利用権の数以内に削減しなければなりません。お客様は、通常の人事異動（例えば、ユーザーの退職または契約終了により当該ユーザーのアカウントが削除された場合）を除き、利用権を他のユーザーに再割り当てすることはできません。その他の再割り当てには、KnowBe4の事前の書面による承認を要します。サブスクリプション期間中にユーザーを追加することができます。当該追加ユーザーの利用期間は、既存のサブスクリプション期間の残存期間に適用され、当該期間と同日に終了します。利用量ベースのサブスクリプションサービスは、見積書または本契約に定める利用制限に従うものとし、KnowBe4は、お客様によるサブスクリプションサービスの利用状況を監視する権利を留保し、必要に応じて利用状況レポートを提供することができます。KnowBe4から要請があった場合、お客様は本項の遵守を証明する情報を提供するものとします。
- 3.3. **専門サービス。** お客様がKnowBe4により実施されるサービスを購入する場合、プロジェクトの仕様の詳細を記載したSOWへの署名が必要です。
- 3.4. **サポートサービス。** サブスクリプションサービスでは、標準のサポートサービスを追加料金なしで利用できます。サポートサービスは、KnowBe4のサービスレベル契約に定められた条件に従い提供されます。前述にかかわらず、KnowBe4は以下の事項についてサポートを提供する義務を負いません。(a) KnowBe4以外の第三者が提供するサービス、ハードウェア、またはソフトウェア、(b) お客様の過失、不正使用、または誤った適用によって生じたサブスクリプションサービスの問題、または (c) 本文書に定められた方法以外でのサブスクリプションサービスの使用。
- 3.5. **限定アクセスアカウント。** お客様が評価または試用期間ベースでサブスクリプションサービスへのアクセスまたは使用を許可された場合（お客様が作成した限定アクセスアカウントを含む）、本契約の条件に従い、KnowBe4は、お客様に対し、内部評価目的のみに限り、限定アクセス期間中、該当するアクティベーションメールまたは見積書に明示的に記載された条件もしくは制限、および見積書またはドキュメンテーションに記載される一定の利用上限に従い、対象サブスクリプションサービスにアクセスする取消可能、限定的、非独占的、譲渡不能な権利を付与するものとします。これらの制限を超えた使用については、お客様が追加のリソースまたはサービスを購入する必要がある場合があります。お客様が当該サブスクリプションサービスを使用できる期間は、(a) お客様が本契約を承諾した日、または (b) アクティベーションメールもしくは見積書によりアクセスを許可された日のいずれか早い日から、該当するアクティベーションメールに記載された有効期限まで、または有効期限の記載がない場合には、当該日から30日後まで（以下「**限定アクセス期間**」という）とします。お客様およびKnowBe4は、書面（電子メールを含む）による相互の合意により、限定アクセス期間を延長することができます。本評価ライセンスおよびアクセス権の付与は、限定アクセス期間の満了により自動的に終了します。また、KnowBe4は、限定アクセス期間の終了前であっても、事前の通知なく当該期間を終了させることができます。終了した場合、お客様は、当該サブスクリプションサービスの利用に関するライセンスまたはアクセス権の購入に同意しない限り、サブスクリプションサービスの使用およびアクセスを直ちに停止するものとします。限定アクセス期間中は、本契約のすべての条件が適用されるものですが、以下の点についてはこの限りではありません。(i) 別段の定めがない限り、お客様に料金は発生しません。(ii) サブスクリプションサービスは、いかなる保証または補償も伴わない現状有姿 (as-is) で提供されるものとし、サポートサービス、保証およびKnowBe4の補償義務に関する条項は適用されません。(iii) 追加の評価条件が、トライアル登録ウェブページ、アクティベーションメール、該当する見積書、または両当事者間で締結される概念実証 (PoC) 契約に記載される場合があります。これらの追加条件は、参照により本契約に組み込まれ、法的拘束力を有するものとします。上記の限定ライセンスおよびアクセス権の付与を除き、お客様にはサブスクリプションサービスに関するいかなる権利、権原または利益も付与されません。これらの権利はすべてKnowBe4により明示的に留保されます。お客様のデータ、情報、レポート、資料、および/または設定は、永久に失われ、または削除される可能性があります。
- 3.6. **ベータサービス。** KnowBe4は、ベータサービスをお客様に無料で提供することがあります。ベータサービスの使用は、お客様の選択によるものであり、評価のみを目的とします。ベータサービスは「**サブスクリプションサービス**」とはみなされず、サポートサービスは提供されません。ベータサービスには追加の条件および利用制限が適用される場合があります。KnowBe4は、ベータサービスをいつでも中止する権利を留保します。KnowBe4がかかるベータサービスの一般提供を開始した時点で、ベータサービスの利用は自動的に終了します。ベータサービスは予測不可能であり、誤った結果をもたらす可能性があります。お客様は、次の事項を確認し、同意するものとします。(a) ベータサービスは実験的なものであり、完全にはテストされていない、(b) ベータサービスがお客様の要件を満たさない場合がある、(c) ベータサービスの使用または操作の中断やエラーがないとは限らない、(d) お客様によるベータサービスの使用は、ベータサービスを評価およびテストし、KnowBe4にフィードバックを提供することを目的とする、(e) お客様はベータサービスの性質についてユーザーに通知するものとする、および (f) ベータサービスは機密情報とみなされる。お客様は、ベータサービスのエラー、欠陥、またはその他の不具合についてKnowBe4に速やかに報告するものとします。本契約の他の規定にかかわらず、すべてのベータサービスは「**現状のまま**」および「**利用可能な状態**」で提供され、いかなる保証もありません。お客様は、お客様によるベータサービスの使用に起因してKnowBe4に対して生じる可能性がある、既知の、または今後発見されるあらゆる主張を放棄するものとします。
- 3.7. **知的財産。** 本契約は、米国またはその他の該当する法律で定義される職務著作物契約ではありません。KnowBe4およびそのライセンサーは、サブスクリプションサービス（改良、修正、更新を含む）に関するすべての権利、所有権、利益および知的財産権を所有し、これを留保します。KnowBe4が本契約に基づきサブスクリプションサービスに対して付与するすべての権利およびライセンスは、米国破産法365条 (11 U.S.C. § 365(n)) またはその他の適用法で使用および解釈される「**知的財産**」に対する権利またはライセンスとはみなされず、またみなすこともできないものとします。本契約で付与された明示的なライセンスを除き、KnowBe4は、明示的または黙示的にかかわらず、KnowBe4の知的財産について、いかなる利益も付与しません。KnowBe4は、かかる財産へのすべての権利を留保します。
- 3.8. **フィードバック。** お客様は、サブスクリプションサービスに関する提案、コメント、またはその他のフィードバック（以下、総称して「**フィードバック**」という）をKnowBe4に提供することができます。フィードバックは任意によるものです。KnowBe4は、いかなるフィードバックも機密を保持する義務を負いません。KnowBe4は、いかなる目的にも何らの義務を負わずにフィードバックを使用することができます。いかなるフィードバックに関しても、知的財産を使用するために必要な範囲についてライセンスが必要な場合、お客様はKnowBe4に対し、KnowBe4の業務（サブスクリプションサービスの機能強化を含む）に関連して、かかるフィードバックを使用するための取消不能、非独占的、永続的、ロイヤリティフリーのライセンスを付与するものとします。

4. お客様の義務と制限。

- 4.1. **接続性。** お客様は、サブスクリプションサービスにアクセスして使用するために必要なすべての通信またはインターネット接続、および関連する料金、ならびにすべてのハードウェアおよびソフトウェアについて、単独で責任を負います。KnowBe4は、(a) お客様のインターネットへのアクセス、(b) インターネットを介した通信の傍受または中断、または (c) インターネットを介したデータの変更または損失について責任を負いません。
- 4.2. **ユーザーの認証情報。** お客様は、ユーザーの認証情報 (例:ユーザー名とパスワード) の機密性を確保し、お客様およびユーザーはかかる認証情報を第三者に開示しないものとします。お客様は、かかる認証情報を使用する者 (それが許可されたものであるか、お客様によって行われたものであるかを問わず) のすべての行為および不作為について責任を負うものとします。ただし、KnowBe4が本契約に違反したことに起因する場合は除きます。また、お客様は、当該認証情報の不正な開示または不正アクセスが発見された場合は、直ちにKnowBe4に通知するものとします。かかる認証情報を知るユーザーの契約の終了または非アクティブ化の際は、お客様は直ちに当該認証情報を変更し、そのようなユーザーのアクセスを排除するものとします。お客様は、本契約および該当する文書に従って、お客様が所有しているか、またはドメイン名所有者が使用を許可したビジネスドメイン名を含む一意のメールアドレスをもつユーザーにのみ利用権を割り当てることができます。
- 4.3. **お客様または第三者のLMSの使用。** お客様が自社または第三者のLMSを使用して、KnowBe4が提供するトレーニングコンテンツまたはその他の当該コンテンツをホストする場合、お客様は、本契約に従って厳格なコンプライアンスを確保し、トレーニングコンテンツおよび本契約に含まれるその他コンテンツの保護と実質的に同じレベルの保護を含む契約を、かかる第三者と締結するものとします。該当する期間 (定義は後述) の終了または満了後は、お客様は、すべてのトレーニングコンテンツおよびかかるコンテンツがお客様自身または第三者の所有物から削除されたことを確実にするものとします。
- 4.4. **第三者の製品。** 以下の規定は、お客様がサブスクリプションサービスと統合することを選択した第三者の製品またはサービスに適用されます。お客様による当該第三者製品またはサービスの利用 (ならびに当該第三者によるお客様データの利用) は、お客様と当該第三者との間の契約に従うものとします。お客様がサブスクリプションサービスとともに第三者製品またはサービスを有効化または利用する場合、KnowBe4は、サブスクリプションサービスと当該第三者製品またはサービスとの連携に必要な範囲において、当該第三者がサブスクリプションサービスを通じてお客様データにアクセスし、またはこれを利用することを許可します。当該アクセスおよび利用は、本契約に従い許容される範囲に限られます。これには、お客様データの送信、転送、変更、削除、ならびに第三者プロバイダその他の第三者のシステムへの保存が含まれます。KnowBe4は、第三者製品またはサービスの可用性、正確性、またはサブスクリプションサービスとの互換性について、いかなる保証も行いません。KnowBe4は、自己の裁量により、第三者との統合サポートを中止する権利を留保します。これには、当該第三者がそのサービスを終了または変更し、KnowBe4の運用基準またはセキュリティ基準に適合しなくなった場合を含みます。さらに、KnowBe4は、お客様が選択した第三者製品またはサービス (サポート、可用性、セキュリティその他一切を含む) および当該第三者の作為または不作為について、いかなる責任も負いません。
- 4.5. **関連会社。** 関連会社の代理としてお客様がサブスクリプションサービスを購入する場合、お客様は、かかる関連会社に本契約の条件を確実に遵守させるものとします。関連会社およびそのユーザーによるサブスクリプションサービスの使用は、関連会社およびそのユーザーが本契約の条件に同意したことを意味し、お客様は関連会社またはそのユーザーによる本契約の違反について関連会社と連帯してその責任を負うものとします。関連会社は、本契約のいかなる条項も直接行使することはありません。本契約を行使するための措置はすべてお客様が行う必要があります。
- 4.6. **制限事項。** お客様は、以下の行為を自ら行わず、また第三者に許可しないものとします。(a) サブスクリプションサービスの基礎となる営業秘密またはノウハウを複製、再生産、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、派生物の作成、逆コンパイルする、またはその他の方法で明らかにしようとする。(b) KnowBe4の知的財産または機密情報を利用してKnowBe4と競合するサービスを開発する、またはKnowBe4のコンテンツ、素材、および/またはユーザーインターフェースを複製して類似のサービスを開発する。(c) サブスクリプションサービスに伴って表示される、またはサブスクリプションサービスを通じて閲覧可能になる著作権表示、その他の所有権表示または秘密保持のための説明文を削除または破棄すること。(d) サブスクリプションサービス、またはその中に含まれるデータへの不正なアクセスを試みる、またはその完全性もしくは性能を妨害する行為 (侵入その他のセキュリティテスト等を含むがこれらに限定されない) を行うこと。(e) お客様がKnowBe4の直接の競合 (または当該直接の競合を代理する第三者の代理) である場合、サブスクリプションサービスにアクセスする、またはこれを使用すること。(f) 競争のための分析、ベンチマーキングまたは市場調査を目的としてサブスクリプションサービスにアクセスする、またはこれを使用すること。(g) 利用制限を回避する方法でサブスクリプションサービスへのアクセスまたは使用を許可すること、あるいは本契約、注文書、または本文書において許可されている場合を除き、サブスクリプションサービスを使用してKnowBe4の知的財産にアクセス、複製、または使用すること、または、(h) 本契約または本文書の条件と矛盾する方法または目的でサブスクリプションサービスにアクセスする、またはこれを使用すること。
- 4.7. **管理および運用。** お客様は、KnowBe4のサブスクリプションサービスの一部がお客様によるユーザーのトレーニングを支援するように設計されており、そのトレーニングのための偽のサイバーセキュリティ攻撃キャンペーンの開発、カスタマイズ、および送信が含まれる場合があること、また、すべての法律および政府規制を遵守する責任は、KnowBe4またはチャネルパートナーではなくお客様が負うことを確認するものとします。お客様はさらに、適用されるすべての法律、規制、および関連するコミュニティ標準に準拠して、サブスクリプションサービスの導入、展開、管理、および運用に関する責任を単独で負うことを確認し、同意するものとします。これには、トレーニングコンテンツを含むサブスクリプションサービスが、対象となるユーザーにとって適切かつ適合しているかの判断などが含まれます。
- 4.8. **お客様のコンテンツ。**
- 4.8.1 お客様は、見積書を通じて購入したサブスクリプションサービスに応じて、KnowBe4のサブスクリプションサービスを使用して、資産、コンテンツ、および他の資料 (特定のレポート、ドキュメント、マニュアル、オーディオビジュアル資料、写真、動画、音声ファイルなど。以下「**お客様のコンテンツ**」) をホストし、KnowBe4のLMSまたはウェブホステッドサービスで、またはそれを通じてユーザーが利用できるようにすることができます。お客様は、お客様のコンテンツの所有権を保持するものとします。お客様およびそのユーザーが本契約の条件を遵守することを条件とし、適用されるサブスクリプション期間中に、KnowBe4は、本契約に従って、ウェブホステッドサービスを介して、お客様とユーザーにお客様のコンテンツへのリモート電子アクセスを提供するものとします。KnowBe4は以下の権利を有します。(a) かかるお客様のコンテンツが本契約に違反するか、知的所有権または個人または事業体のその他の権利を侵害するか、個人の安全を脅かすか、またはKnowBe4に対する責任を生じる可能性がある場合、KnowBe4が合理的に信じる場合、KnowBe4の単独の裁量によって、お客様のコンテンツに関して何らかの必要または適切と判断した措置を講じること、(b) お客様が提供する違法または無許可のお客様のコンテンツに関連して、法執行機関への照会を含むがこれに限定されない適切な法的措置を講じること、(c) 本契約への違反があった場合、お客様のウェブホステッドサービスへのアクセスを終了または停止すること。お客様は、KnowBe4およびそのサブプロセッサ、ならびにそれぞれのライセンシー、承継人、および譲受人に、サブスクリプションサービスを通じてお客様およびそのユーザーがお客様のコンテンツを利用できるようにするために必要な範囲で、お客様のコンテンツを使用、複製、変更、実行、表示、配布、または開示する権利を付与します。
- 4.8.2 お客様は、以下を表明し、保証するものとします。(a) お客様は、お客様のコンテンツに関するすべての権利を所有し、および/または、本契約において付与されるライセンスをKnowBe4、そのサブプロセッサ、ならびにそれぞれのライセンシー、後継者、および譲受人に付与する権利を有すること、(b) すべてのお客様のコンテンツが本契約に準拠しており、今後も準拠し続けること、(c) すべてのお客様のコンテンツが、適用されるすべての法律および規制に準拠しており、今後も準拠し続けること、(d) お客様のコンテンツが以下に該当しないこと: (i) 中傷的、わいせつ、下品、虐待的、攻撃的、暴力的、憎悪的、扇動的、またはその他の好ましくない資料を含む、(ii) 性的に露骨もしくはポルノ、暴力、または人種、性別、宗教、国籍、障害、性的指向または年齢に基づいた差別を助長する、(iii) 他者の特許、商標、企業秘密、著作権またはその他の知的財産権、またはその他の権利を侵害する、(iv) 他者の法的権利 (肖像権およびプライバシー権を含む) に違反するか、適用される法令に基づいて民事または刑事責任を生じさせる可能性がある資料を含むか、または本契約と相反す

る可能性のある、(v) 違法活動を助長したり、違法行為を支持、助長または支援する、(vi) 他者または組織に対して不合理な妨害を意図的にもたらす、または (vii) 以下に例示するものを含むもの：(A) ウイルス、トロイの木馬、ワーム、バックドア、またはその他のソフトウェアまたはハードウェアデバイスで、その影響により、コンピュータ、システム、ソフトウェア、またはコンテンツへの不正アクセスが許可される、もしくはコンピュータ、システム、ソフトウェア、またはコンテンツが無効となる、消去される、もしくはその他の方法でこれらに危害を加える可能性がある、または (B) 時限爆弾、ドロップデッドデバイス、またはコンピュータプログラムを時間の経過とともに自動的に無効にするように設計された、もしくは何人かの積極的な管理下で、またはその他の方法でKnowBe4またははそのお客様/ユーザーから合法的な権利を奪うためのその他のソフトウェアまたはハードウェアデバイス。本契約に含まれるお客様の補償義務に加え、お客様は本契約に基づいて許可されたKnowBe4によるお客様のコンテンツのホスティングまたは配信から生じる第三者による申し立ての結果としてKnowBe4が被る、あらゆる請求、損失、欠陥、損害、賠償責任、費用、および支出（合理的な弁護士費用を含むがこれに限定されない）について、KnowBe4を防御および補償し、免責するものとします。補償の手続きは、お客様の補償義務についての項に記載されているとおりとします。

5. 期間と終了。

- 5.1. **期間。** 本契約は発効日より有効となり、すべての見積書の期間が満了するか終了する（見積書ごとの期間、「サブスクリプション期間」、およびすべての見積書のサブスクリプション期間、その効力を有します（総称して「期間」という）。
- 5.2. **サブスクリプション期間と自動更新。** 各サブスクリプションサービスのサブスクリプション期間は、当該見積書に明記された期間とします。見積書に別段の定めがある場合を除き、当該サブスクリプション期間の満了日の30日前までにお客様が書面により解約の意思を通知しない場合、サブスクリプションサービスは直前のサブスクリプション期間と同一の期間で自動的に更新されます。KnowBe4は、更新前にお客様へ通知することにより、お客様のサブスクリプションサービスを更新しない権利を留保します。プロフェッショナルサービスその他の非定期サービスまたは単発サービスは、自動更新の対象となりません。お客様がKnowBe4のチャネルパートナーを通じてサブスクリプションサービスを購入した場合、当該チャネルパートナーが、お客様に代わって、KnowBe4との契約に定める方法により更新しない旨を通知しない限り、サブスクリプションサービスは本項に従い当該チャネルパートナーとの間で更新されます。
- 5.3. **中断。** KnowBe4は以下の場合に、その裁量でお客様（またはユーザー）によるサブスクリプションサービスの利用またはアクセスを中断することができます。(a) お客様が本契約に違反している、(b) 当該利用もしくはアクセスが、サブスクリプションサービス、もしくは他のお客様もしくはサブスクリプションサービスの利用者にセキュリティ上のリスクをもたらすとKnowBe4が考える、(c) サブスクリプションサービスまたはKnowBe4のシステムの損傷または劣化を防止するために必要である、(d) 当該利用またはアクセスが、法律、規制、裁判所命令もしくはその他の政府の要請に違反する、(e) KnowBe4が不正や濫用を疑っている。KnowBe4は、次のように商業的に合理的な努力を払います。(i) 当該の停止をサブスクリプションサービスの影響を受ける部分に限定する、および (ii) サブスクリプションサービスの停止の原因となる問題を速やかに解決する。本条項のいかなる規定も、本契約に記載されている理由に基づいて契約を終了するKnowBe4の能力を制限するものではありません。
- 5.4. **終了。**
- 5.4.1. お客様が、KnowBe4または販売代理店（チャネルパートナー）への請求書の支払いを期限までに行わず、KnowBe4からの通知を受領後15日以内に支払いを完了しなかった場合、KnowBe4は独自の裁量により以下のいずれかの措置を取ることができます。(a) 支払いが完了するまで、見積書の提供または履行、またはその残りの部分の提供を一時停止する。(b) 見積書を終了する。いずれの場合にも、お客様のサブスクリプションサービスに対する支払い義務は継続します。
- 5.4.2. いずれの当事者も、他方当事者が本契約または見積書に重大な違反をした場合、違反している当事者が、他方当事者からその違反について指摘する書面による通知を受け取った後30日以内に違反を是正しない場合、本契約または見積書を終了することができます。
- 5.4.3. お客様は、30日前までに書面でKnowBe4に通知することにより、本契約または見積書をいつでも、いかなる理由でも終了することができますが、その場合、お客様は将来の支払い義務に対する払い戻しまたは救済を受ける権利を有しないものとします。
- 5.4.4. KnowBe4は、30日前までに書面でお客様に通知することにより、本契約または見積書をいつでも、いかなる理由でも終了することができます。ただし、お客様は、サブスクリプションサービスの未使用部分について、日割り計算による返金および将来の支払い義務の免除を受けることができます。
- 5.5. **終了の影響。**
- 5.5.1. お客様が正当な理由なく本契約または見積書を終了させた場合、または正当な事由によりKnowBe4が本契約または見積書終了させた場合、お客様は、特定の見積書の終了発効日の時点で注文されたすべてのサブスクリプションサービスの料金を支払うものとします。さらに、見積書においてKnowBe4がお客様にサブスクリプションサービスまたは専門サービスを提供するサブスクリプション期間（36か月など）が指定され、その見積書が正当な事由（支払い不履行など）により、またはお客様により正当な理由なく終了された場合、かかる見積書の残りのサブスクリプション期間に関連する将来、または繰り返し発生する料金は直ちに支払い期限が到来し、支払われるべき状態になり、かかる終了発効日をもってお客様はKnowBe4に支払うものとします。
- 5.5.2. お客様が本契約に従って重大な違反を理由に本契約または見積書を終了した場合、お客様は、該当する場合、影響を受けるサブスクリプションサービスのサブスクリプション期間の残りの期間について、前払い済みで未使用のサブスクリプションサービス料金の払い戻しを受けるものとします。
- 5.5.3. 終了と同時に、お客様がサブスクリプションサービス（KnowBe4が提供するトレーニングコンテンツおよび他の資料を含む）を使用およびアクセスするためのお客様の権利は直ちに停止されます。お客様は、本契約に従って、かかるサブスクリプションサービスのすべてのコピー（原本および複製）を返却または破棄する必要があります。KnowBe4から要請があった場合、お客様は、KnowBe4に破棄の証明を提供する必要があります。
- 5.5.4. お客様は、該当するサブスクリプション期間中、サブスクリプションサービスに含まれるお客様のデータのコピーを、そのお客様データがサブスクリプションサービスに存在する形態および形式でダウンロードすることができます。本契約または本期間の終了時に、KnowBe4は、その時点で有効なデータ保持スケジュールに従って、その保有するお客様のデータを削除または破棄する権利を有します。前述にかかわらず、KnowBe4は、(a) そのセキュリティ保持（メールの保持を含む）ポリシー、データベースのバックアップ、および/または災害時の復旧手順に従って作成されるコピー、または (b) 記録保持、アーカイブ、またはガバナンスの目的で、KnowBe4の文書保持方針に従ってKnowBe4により保持されるデータのコピーを保持することを許可されるものとします。KnowBe4がお客様のデータをアーカイブまたはその他のバックアップメディアから削除することが商業的に合理的または技術的に実現可能でない場合に限り、KnowBe4は、お客様のデータを、保持、バックアップ、またはその他の災害復旧手順に従ってかかるメディアに保存することができます。かかる保持データは、保持されている限り、本契約の条項の対象となるものとします。
- 5.5.5. 本契約および見積書を終了する権利の行使は、本契約で提供されるすべての権利や救済、または法律上または衡平法上存在し、本契約において特に除外や制限をされていない他のすべての権利または救済に追加して与えられるものとします。

6. 守秘義務。

- 6.1. **機密情報。** 契約期間中、各当事者は他方当事者に、一定の機密情報を開示することができます。前述にかかわらず、機密情報には以下の情報は含まれません。(a) 本契約の受領当事者による違反なしに一般公開されている、またはされる情報、(b) 開示日前に受領当事者がすでに知っていたもので、同時期の書面による記録によって証明される情報、(c) 守秘義務の違反なしに第三者から取得した情報、(d) 相手方の機密情報を参照せずに、当事者によって独自に開発された情報。

6.2. **機密情報の保護。** 本契約に明示的に規定されている場合を除き、受領当事者は、開示当事者の事前の書面による同意がない限り、開示当事者の機密情報を使用または開示しないものとします。ただし、以下に対する開示または以下による事後の使用は除きます。(a) 受領当事者を代表する者(知る必要性がある者)。ただし、本項に基づく受領当事者の義務と少なくとも同等の制限を伴う機密情報の使用または開示を制限する書面による契約を締結していることを条件とします。および/または (b) 裁判所または政府機関の召喚状または同様の命令に従って必要とされる場合。ただし、当該召喚状または命令を受け取った当事者は、他方当事者に速やかに書面で通知し、その写しを提供し(適用されるプロセスによって通知が妨げられない場合)、かかる召喚状または命令に従うために必要な範囲において、その機密情報を開示するものとします。前述の非開示および不使用の義務を条件として、受領当事者は、自身が保有する同様の性質の機密情報および企業秘密を保護する際における注意および予防措置を少なくとも同程度講ずることとします。ただし、いかなる場合でも、少なくとも合理的な注意は必ず払うものとします。各当事者は、相手方の機密情報の独自性により、機密情報の不正使用または開示があった場合、開示当事者が金銭または損害賠償による十分な救済措置をもたないことを認めます。法律、衡平法、またはその他の根拠により利用可能な他の救済方法に加えて、開示当事者は、かかる不正使用または開示を防止するために差止命令による救済を求める権利を有するものとします。「代表する者」とは、「当事者」に関してはその当事者または関連会社のユーザー、役員、取締役、パートナー、株主、コンサルタント、代理人、独立請負業者、サービスプロバイダ、弁護士、会計士、貸付業者、顧問を指し、「KnowBe4」に関してはKnowBe4のサブプロセッサーを指します。

6.3. **資料の返却と破棄。** いずれかの当事者によって相手方に開示された機密情報を含む、または機密情報であると表示されたすべての文書およびその他の有形物、および相手方が保有するそのすべての要約、コピー、説明、抄録および抜粋は、開示当事者の資産であり続け、速やかに開示当事者に返却されるものとします。受領当事者は、開示当事者から書面による要請を受け取った時点で、保有するこれらの要約、コピー、説明、抄録および抜粋を速やかに削除または破棄するために合理的な努力を払うものとします。受領当事者は、以下に該当するようなコピーを削除または破棄する義務を負わないものとします。(a) かかる当事者のセキュリティ、記録保持、および/または災害時の復旧手順に従って作成されたアーカイブ化されたコンピュータシステムのバックアップに含まれるコピー、または (b) 記録、アーカイブ、またはガバナンスの目的で、かかる当事者の文書保持方針に従って当事者により保持されるコピー。かかる保持される機密情報は、保持されている限り、本契約の条件の対象となるものとします。機密情報の返却または破棄にかかわらず、受領当事者は、本契約の条件に従って、本契約の下での守秘義務およびその他の義務に引き続き拘束されます。開示当事者の選択により、受領当事者は本項の遵守を示す書面による証明書を提供するものとします。

7. データ保護およびセキュリティ。

7.1. **お客様のデータ。** お客様は、KnowBe4に対し、以下の内容でお客様のデータを使用するための非独占的、全世界的、ロイヤリティフリーのライセンスを付与するものとします。(a) 本契約に従った使用、(b) お客様のデータ処理補遺に従った使用、(c) サブスクリプションサービスの提供(専門サービスおよびサポートサービスを含む)、および/または (d) 法的要件に基づく使用。

7.2. **データセキュリティおよびデータ保護。** KnowBe4は、お客様のデータのセキュリティ、機密性、完全性を保護するために設計された、業界標準の管理上の、物理的、技術的な安全対策を講じています。これらの詳細はKnowBe4のセキュリティページに記載されています。サブスクリプションサービスの利用に関連するお客様のデータの処理は、お客様のデータ処理補遺に従うものとします。サブスクリプションサービスを使用することにより、お客様は、お客様のデータが、お客様のデータ処理補遺および本契約の両方に従って処理され、データの収集国だけでなくプライバシー法が異なる国で処理される可能性があることを確認し、これに同意するものとします。ただし、KnowBe4は適用されるデータ保護法を遵守するものとします。お客様が第三者に属する個人データまたはその他の情報を提供する場合、お客様は、そのような提供のために、その個人、組織、またはその他の第三者の適切な同意、またはその他の適切な許可があることを表明し、保証します。

7.3. **追加の処理条件。** お客様のサブスクリプションサービスの利用が米国医療保険の携行性と責任に関する法律(HIPAA)の適用を受ける場合、[knowbe4.com/business-associate-agreement](https://www.knowbe4.com/business-associate-agreement)またはKnowBe4のウェブサイト上でKnowBe4が随時提供する他のURLに掲載されるKnowBe4 Business Associate Agreement(ビジネスアソシエイト契約)に定める条件が適用され、本契約の一部として組み込まれるものとします。

7.4. **支払いカード情報。** KnowBe4は、サブスクリプションサービスの提供にあたり、クレジットカード業界セキュリティ基準(PCI DSS)の対象となる支払いカード情報を必要とせず、また要求することはありません。お客様におかれては、PCI DSSに準拠する情報を開示しないこと、および第三者に開示を許可しないことを徹底するものとします。お客様は、KnowBe4が、KnowBe4のサブスクリプションサービスが、PCI DSS、または同等の法律および規制に確実に準拠するために措置を講じないことを確認するものとします。PCI DSSへの準拠に関するすべての義務は、お客様にのみ帰属するものとします。

8. 法令遵守。

8.1. **贈賄および腐敗防止。** お客様による以下の行為は禁止されています。(a) いかなる政府職員または公務員への違法な支払い、(b) 不適切な業務上の利益を得る目的で、何人かに違法な支払いをしたり、価値のあるもの(財産、サービス、またはその他の形式にかかわらず)を違法に提供する、(c) 本契約または関連する活動に関連して前述の行動に同意する、約束する、またはその提供を申し出る。

8.2. **国際貿易の法令遵守。** サブスクリプションサービスおよび関連する技術またはドキュメンテーションの販売、再販、またはその他の処分は、さまざまな経済制裁、輸出規制法、および米国政府および他の該当する政府が管理する他の貿易制限措置の対象となります。こうした法律には域外効力がある場合があるため、お客様は該当するすべての措置を遵守するものとします。これには次の各号が含まれますが、これらに限定されません。(a) 1979年輸出管理法とその改定(50 U.S.C. §§ 2401-2420)および輸出管理規則(15 C.F.R. §§ 730-774: [EAR])、(b) 武器輸出管理法、22 U.S.C. § 2778および対応する国際武器取引規則([ITAR])、(c) 米国財務省外国資産管理室(OFAC)、31 C.F.R. §§ 500, et seq.)、および米国財務省によって施行される経済制裁法および規制、ならびに(d) 輸出管理規則および内国歳入庁法第999条に基づく反ボイコット規則、ガイドラインおよび報告要件。お客様は、該当する場合は常にかかる法律を遵守する単独で責任があることを理解し、確認します。お客様は、さらに、かかる制限の対象となる国または当事者へのサブスクリプションサービスの直接的または間接的な輸出、輸入、販売、開示、またはいかなる譲渡を行わないこと、またサブスクリプションサービスの輸出、再輸出、または輸入のために必要なライセンスを取得する責任を単独で負うことを理解し、確認するものとします。これらの制限を考慮したうえで、お客様は、KnowBe4のサブスクリプションサービス、技術、またはいかなる技術データも、以下のいずれにも提供、販売、配送、またはその他の方法で譲渡しないことに同意するものとします。

- ・ 国連安全保障理事会による不買、禁輸、制裁、その他類似の措置の対象となる当事者、
- ・ 欧州連合の連結制裁リストまたは英国の連結金融制裁対象リストに記載されている当事者、
- ・ 米国商務省が管理する拒否者リスト、団体リスト、または未確認リストに掲載されている当事者、
- ・ OFACまたは米国財務省が管理する制裁リストに記載されている当事者、
- ・ 米国、EU、英国、その他の適用される管轄区域の禁輸措置または制裁措置の対象国または地域、
- ・ 米国財務省外国資産管理局(OFAC)、英国、EU、およびその他の管轄当局が管理する制裁プログラムの対象となる当事者によって、直接的または間接的に少なくとも50パーセント(単独または合計)所有または管理されている当事者、

お客様は、上述の貿易制限措置の対象となる当事者による支配、所有、またはその他のコントロールを受けていないことを確認するものとします。お客様がこれらの貿易制限措置の対象となった場合、お客様は直ちに書面による通知をKnowBe4に提出するものとします。さらに、お客様は、KnowBe4が採用する地域制限に従うことに同意するものとします。現時点の地域制限リストは、support.knowbe4.com/hc/en-us/articles/8816685208723-User-Location

Limitations、またはKnowBe4のウェブサイト上でKnowBe4が随時提供するその他のURLに掲載されています。本条項は、本契約の満了または終了後も存続するものとします。KnowBe4は、お客様が制裁を受ける当事者になった場合、本契約を直ちに終了する権利を留保します。お客様は前払いされた未使用のサブスクリプションサービスの払い戻しを受けられない場合があります。

8.3. **マネーロンダリング防止。** お客様は、すべての支払いが本契約を締結する見積書または本契約で特定される法人（またはその関連会社）によって行われること、およびお客様がサブスクリプションサービスの支払い当事者または受取人の身元を偽ったり隠そうとしたりしないことを表明し、保証するものとします。

8.4. **身元調査。** KnowBe4は、米国法人の身元調査ポリシーに従い、適用される法律で認められている範囲内で、KnowBe4は過去7年間に暴力、盗難、詐欺、資金洗浄、性犯罪で有罪判決を受けた人物、その他KnowBe4のビジネスとポジションを考慮のうえで許容できないリスクを伴う人物を、KnowBe4が知りうる範囲で雇用することはありません。

8.5. いずれの当事者も、取引関係の継続が法律または規制の違反をもたらす場合、本契約を直ちに終了することができます。

9. 保証および免責事項。

9.1. **サブスクリプションサービスの保証。** サブスクリプションサービスは、その時点で適用される最新の文書に実質的に準拠するものとし、該当するサブスクリプションの期間中、KnowBe4はサブスクリプションサービスの全体的な機能性を実質的に低下させることはありません。お客様は、本保証に対する違反を速やかにKnowBe4に通知する必要があります。前述の保証への違反に対するお客様の唯一かつ排他的な救済、およびKnowBe4の唯一かつ排他的な責任は、KnowBe4が、かかる不適合の通知から30日以内に、関連するサブスクリプションサービスの修理または交換のためのサポートサービスを提供することです。KnowBe4が正期間内にかかる不適合を是正できない場合、お客様は関連する見積書を終了し、KnowBe4が実際の不適合について適切な通知を受領した日以降のサブスクリプションサービスを利用できない部分について、前払い済みのサブスクリプションサービス料金の払い戻しを受ける権利を有するものとします。KnowBe4は、お客様によるサブスクリプションサービスの濫用もしくは誤用、または本契約に記載されているサブスクリプションサービスの不使用（本文書に記載されている運用上の要件に従ってサブスクリプションサービスを使用しないことを含む）に起因する前述の保証の違反については一切責任を負わず、また、お客様がかかる終了時に本契約に違反していた場合は、お客様は返金または支払義務の免除を受ける権利を有しないものとします。お客様は、KnowBe4が正措置を適切に実施できるようにするため、不適合について十分に詳しく説明する必要があります。KnowBe4は、KnowBe4による要請にお客様が応答しなかったことに起因する是正の遅延について責任を負わないものとします。お客様は、サブスクリプションサービスがKnowBe4のドキュメンテーションに準拠してのみ動作することを理解します。また、サブスクリプションサービスがその目的に沿うようにすること、ならびにサブスクリプションサービスがお客様の技術的および組織的環境によってサポートされるようにすることは、お客様の責任であることを理解するものとします。

9.2. **専門サービスの保証。** KnowBe4は、KnowBe4が本契約に従って専門的かつ職業的方法でサービスを提供することを保証します。お客様は、違反の発見から30日以内に、この保証の違反についてKnowBe4に通知する必要があります。前述の保証への違反に対するお客様の唯一かつ排他的な救済、およびKnowBe4の唯一かつ排他的な責任は、KnowBe4が、その単独の裁量において、サービスを再実施する合理的な努力をするか、または関連する見積書を終了して不適合のサービスに対する前払い料金を払い戻すかのいずれかになります。

9.3. **法令遵守の保証。** 各当事者は、本契約および関連する見積書を正当に締結したこと、ならびにサブスクリプションサービスの提供または使用に適用されるすべての法規制を遵守することを保証するものとします。

9.4. **免責事項。** この第9条に定める限定的な保証を除き、(A) サブスクリプションサービスはすべての欠点と共に、いかなる保証も伴わずに「現状のまま」提供され、(B) KNOWBE4は、商品適格性、平穩享有、情報の質、所有権、非侵害、特定目的への適合性の黙示的保証等を含め、明示的であるか黙示的であるかを問わず、その他すべての保証から明示的に免責されます。KNOWBE4は、サブスクリプションサービスの運用が中断されないこと、エラーがないこと、またはサブスクリプションサービスの欠陥が修正されることを保証しません。KNOWBE4またはKNOWBE4の権限を有する代表者によって口頭または書面により提供された情報、マーケティングまたはプロモーション資料、または助言は、保証を提供するものではなく、いかなる意味でも本書で提供される明示的な保証の範囲を拡大するものではありません。お客様は、トレーニングコンテンツは一般情報のみを目的としており、KNOWBE4は法律事務所ではなく、専門サービスまたは顧問サービスを提供しないことを承認するものとします。提示された情報は法的助言ではなく、それに基づいて行動するものではありません。サブスクリプションサービスにさまざまな第三者の商用名または商標が記されている場合、それらの使用は実例および教育的目的のみに限られます。すべてのサブスクリプションサービスおよび会社名は、それぞれの所有者の所有物です。そのような商標の使用または表示は、かかる第三者とKNOWBE4との間のいかなる種類の提携、承認、または関係も意味するものではありません。サブスクリプションサービスは、インターネットを介して情報にアクセスしたり、情報を転送するために使用される場合があります。お客様は、KnowBe4がインターネットを操作または制御しないこと、および、(a) ウイルス、ワーム、トロイの木馬、もしくはその他の望ましくないデータもしくはソフトウェア、または (b) 許可されていないユーザー（ハッカーなど）がお客様のデータ、ウェブサイト、コンピュータ、またはネットワークへのアクセスを試み、それらに損害を与える可能性があることを、確認し、これに同意するものとします。KnowBe4は、これらの活動に対して責任を負いません。さらに、各当事者は、第三者のホスティングプロバイダが引き起こすあらゆる危害または損害に対する一切の責任および補償義務から免責されるものとします。お客様の情報技術システムに統合されたサブスクリプションサービスの機能またはコンポーネントを使用しない行為については、お客様が単独で責任を負うものとし、KNOWBE4が以下の事項について免責されることを確認します。(A) お客様が当該機能またはコンポーネントを使用して自身のシステム内で行う行為、(B) お客様による情報技術システムのバックアップ、および/または (C) 適用法の遵守（これにはトレーニング目的の模擬サイバーセキュリティ攻撃を含む場合がある）、または (D) ユーザーによるサブスクリプションサービスが提供するプロンプトの使用または対応。

10. 補償。

10.1. **KnowBe4の補償義務。** KnowBe4は、お客様によるサブスクリプションサービスの正規の使用が、第三者の有効な米国特許権、著作権、または営業秘密権を直接侵害していると主張する当該第三者からお客様に対して提起された申し立てに対し、お客様を防御し、補償します。KnowBe4は、かかる第三者の申し立てに関し、裁判所からまたは和解によって最終的に裁定された金額を支払うことに同意します（合理的な弁護士費用等を含む）。

10.1.1. **標準除外事項。** 前述にかかわらず、KnowBe4は、お客様（その代表者を含む）による次の事項に起因する、またはこれにより生じた範囲において、いかなる侵害の請求に関しても一切の義務を負わないものとします。(a) サブスクリプションサービスと、KnowBe4によって許可されていない第三者の知的財産の使用または組み合わせ、(b) お客様、またはお客様の代理人（KnowBe4から、または本文書で承認されていない者）によるサブスクリプションサービスの修正または変更、(c) 本契約または本文書において許容される利用を超えて、サブスクリプションサービスを利用すること、(d) お客様から提供された仕様またはその他の知的財産、(e) KnowBe4がサブスクリプションサービスに対して支給した更新、変更、もしくは交換を実施しなかった場合（総称して「除外事項」という）。

10.1.2. **プロセス。** KnowBe4の前述の補償義務は、お客様がかかる請求について書面で速やかにKnowBe4に通知（通知することを怠る、または遅れることは、お客様の弁護を実質的に妨げる範囲を除き、お客様を補償する義務からKnowBe4を免除するものではありません）、さらには、かかる主張の弁護または和解を管理する単独の権限をKnowBe4に許可し、それに関連してKnowBe4に（KnowBe4の単独の費用において）合理的な支援を提供することを条件とします。

10.1.3. **救済。** 本項に基づく侵害の申し立てが発生した場合、またはKnowBe4が申し立てが発生する可能性があるかと判断した場合、KnowBe4はその単独の裁量により、(a) お客様が侵害の申し立てを受けずに、サブスクリプションサービスを引き続き使用するための必要な権利またはライセンスを調達する、または (b) 重要な機能を失うことなく、権利侵害を発生させないようにサブスクリプションサービスを修正する権利を有します。KnowBe4がこれらの救済方法のいずれも合理的に利用できない場合、KnowBe4は、その単独の裁量で、直ちに本契約および関連する見積書を終了し、適用されるサブスクリプション期間の残りの期間について、サブスクリプションサービスの前払い済みの未使用料金を比例配分して払い戻すことができます。本項の各規定は、サブスクリプションサービ

または本契約に起因または関連する知的財産権侵害の申し立てに対するKnowBe4およびそのライセンサーとサプライヤーの唯一かつ排他的な義務と責任を規定するもので、非侵害の暗黙の保証に代わるものであり、それらの暗黙の保証はすべて明示的に否認されます。

- 10.2. **お客様の補償義務。** お客様は、(a) 本契約に違反したサブスクリプションサービスの使用、(b) KnowBe4によるお客様データの許可された使用、または(c) 除外事項に起因する第三者からの申し立ての結果として生じる第三者からの申し立てに対して、KnowBe4を防御し、補償するものとします。お客様は、かかる第三者の申し立てに関し、裁判所からまたは和解によって最終的に裁定された金額を支払うことに同意します(合理的な弁護士費用等を含む)。お客様の前述の補償義務は、KnowBe4がかかる請求について書面で速やかにお客様に通知して(そうすることを怠る、または遅れることが、弁護を実質的に妨げる範囲を除き、KnowBe4を補償する義務からお客様を免除しないことを条件とする)、お客様がかかる請求の防御または和解を管理する単独の権限を有することを条件としています。ただし、お客様はKnowBe4の全責任を無条件に免除しない限り、かかる申し立てに和解することはできず、かかる申し立てに関連してKnowBe4がお客様に(お客様の単独費用における)合理的な支援を提供するものとします。

11. 責任の制限。

- 11.1. KnowBe4およびそのサブプロセッサーは、本契約、サブスクリプションサービス、専門サービス、および本契約に基づいて提供されるサポートサービスに起因する、またはこれらから生じる利益、販売、ビジネス、データなどの損失、またはその他の付随的、結果的、または特別な損失または損害(例示のおよび懲罰的賠償を含む)に対して、お客様またはいかなる第三者にも一切の責任を追わないものとします。すべての申し立てと請求またはあらゆるタイプの賠償に関する、本契約、サブスクリプションサービス、専門サービス、および本契約に基づいて提供されるサポートサービスから生じたお客様または第三者へのKnowBe4およびそのサブプロセッサーのすべての賠償責任は、賠償責任が関連するサブスクリプションサービス、専門サービス、サポートサービスに対して、賠償責任が発生した最初の事由の直前12か月間にお客様が本契約に基づいて支払った、または支払うべき合計料金を超えないものとします。両当事者は、本項に記載されている責任の制限および特定の損失または損害の除外が、当事者間で合意と、交渉によって得られた理解を表すものであり、適用されるサブスクリプションサービスの料金に反映されることを明確に確認します。本契約に定められている責任の制限と損害の種類は、当事者による訴訟または主張・申し立ての種類にかかわらず、不法行為(過失を含む)、契約、その他にかかわらず、本契約で提供される限定的な救済方法がその本質的な目的を達成できるかどうかにかかわらず、両当事者に適用されることを意図しています。

12. 雑則。

- 12.1. **情報の自由、政府の情報公開要請。** KnowBe4とお客様の関係は、お客様が、インターネットセキュリティ認識トレーニング、ITリスク管理、規制の遵守、セキュリティ攻撃のシミュレーション、脆弱性評価、およびその他の製品およびサービスのオファーに関連するソフトウェア、コンテンツ、および情報を含むサブスクリプションサービスのサブスクリプションを購入することを目的としています。サブスクリプションサービス、および開示された機密情報は、KnowBe4固有の所有物(以下「**専有情報**」という)であり、KnowBe4の重要な事業資産です。専有情報は、保護対象の財務データ、企業秘密、および公開された場合にKnowBe4の競争上の地位を損なう商業的に価値のある情報により構成されます。KnowBe4の専有情報の開示を求める法定開示請求があった場合、お客様は、弁護士の意見に基づき、かかる要請への対応が確実に必要最小限に限定されるようにすることとします。お客様は速やかに、遅くともかかる要請を受領してから5営業日以内に、当該の要請をKnowBe4に転送するものとします。お客様は、KnowBe4による書面による指示または上訴不能な最終的な裁判所命令による場合を除き、いかなる専有情報も開示しないものとします。
- 12.2. **米国政府調達。** 本項は、米国政府のお客様のみに適用されます。サブスクリプションサービスは商用で、DFARおよびFARの該当条項に従って、市販品、市販コンピュータソフトウェア、市販コンピュータソフトウェア文書、および/または市販技術データとみなされます。国防総省またはその構成機関が、またはその代理としてサブスクリプションサービスを取得する場合は、米国政府は、DFAR 227.7202-3「**商用コンピュータソフトウェアまたは商用コンピュータソフトウェア文書における権利**」および252.227-7015「**技術データ - 商業品目**」に基づき、本契約の条件に従って取得するものとします。民間機関が、またはその代理としてサブスクリプションサービスを取得する場合は、米国政府は、FAR 12.212「**ソフトウェア**」および/またはFAR 12.211「**技術データ**」に定義されるとおり商業的に利用できる技術データに従ってサブスクリプションサービスを取得し、当該の取得は、FAR 52.227-19「**商用コンピュータライセンスソフトウェア - 制限付き権利**」で要求されているとおり、本契約の対象となります。お客様は、KnowBe4のサブスクリプションサービスおよび知的財産が、KnowBe4の商業利用のために、KnowBe4およびそのサブプロセッサー、それぞれのライセンサー、承継人、および譲受人のみで、かつKnowBe4の費用で開発される、または開発されたものであることを確認するものとします。米国政府によるKnowBe4のサブスクリプションサービスおよび知的財産の利用は、本契約によってのみ規定され、かつ本契約に従って管理されます。
- 12.3. **保険。** KnowBe4は、法律または規制で要求される保険を以下の最低限の補償額で保持します。(a) 包括的な一般賠償責任保険1回の発生につきUSD 1,000,000以上、総計でUSD 2,000,000、(b) エラーおよび不作為(サイバーおよびプライバシーを含む)につき総計でUSD 5,000,000以上、(c) 労災保険(適用法で義務付けられる金額)。KnowBe4は、お客様の書面による要求に応じて、これらの保険を証明する保険証明書を提供します。
- 12.4. **独立請負業者。** KnowBe4、その従業員、代理人、サブプロセッサーおよび独立請負業者は、お客様の従業員または代理人ではなく、お客様に関しては、独立請負業者として行動します。いずれの当事者も、いかなる目的においても代理人、販売代理店、パートナー、合弁事業者、または他の当事者の代表者ではなく、またそのようにみなされてはならないものとし、またいずれの当事者も、いかなる方法においても相手方を代理する、相手方の名の下に行動する、または相手方を拘束する権限を一切もたないものとします。
- 12.5. **不可抗力。** 本契約のいずれの当事者も、戦争、テロ、天災、自然災害(火災、爆発、地震、台風、洪水、暴風雨、爆発、疫病)禁輸、暴動、妨害行為、政府の行為、インターネットの障害、停電、エネルギーの中断もしくは不足、その他の公益事業の中断、電気通信の中断を含む、当事者の合理的な制御を超える行為または出来事に起因する本契約に基づく履行への遅延または不履行(支払い義務または秘密保持条件への違反を除く)について、遅れた当事者が以下を行うことを条件として、責任を負わないものとします。(a) 不当な遅延なく、かかる原因について相手方に通知する、および (b) 実行に関するかかる不履行または遅延を速やかに修正するために合理的な商業的努力を払う。

12.6. **準拠法、裁判地。** 以下の規定は、本契約に起因または関連して紛争または訴訟が発生した場合に適用される法律、かかる紛争または訴訟を管轄する裁判所を含みます。付随する条件は、お客様の拠点により異なり、以下の表に従うものとします。すべての手続きは英語で行われます。国際物品売買に関する国際連合条約および国際物品売買契約に関する国際連合条約（UNCITRAL）は、本契約には適用されません。

お客様の拠点：	法律の選択または抵触法の規定、規則または原則の適用を排除して、準拠法は以下の法律となります。	裁判地、専属管轄 裁判所：	追加条件：
北米、中米、南米またはカリブ諸国（ブラジルを除く）。この表に記載された指定のいずれにも該当しない地域を拠点とするお客様は、このカテゴリーに該当します。	フロリダ州および適用される米国連邦法	アメリカ合衆国フロリダ州ヒルズボロ郡	前述にかかわらず、両当事者は、機密情報または知的財産権の不正流用、不正使用、侵害、または不正開示を防止または阻止するために、管轄権を有するいかなる裁判所で差止命令または判決前救済を求める権利を有するものとします。KnowBe4の書面による同意なしに、KnowBe4に連邦調達規則が適用されるとは解釈されません。本契約の両当事者は、本契約から生じるまたは本契約に関連する問題に関して、本契約のいずれかの当事者が相手方に対して提起した訴訟、手続き、または反訴において、陪審裁判を放棄しなければならず、またここに放棄するものとします。
EMEAの国 英国、南アフリカ、ドイツ、オーストリア、スイスを除くヨーロッパ、中東、アフリカ諸国	オランダ	アムステルダム	
ドイツ、オーストリア、またはスイス	ドイツ連邦共和国	ベルリン	
英国	イングランドおよびウェールズ	ロンドン	両当事者は、契約外の紛争および請求に関しても、イングランドおよびウェールズの法律および裁判所を適用することに合意するものとします。
オーストラリア、ニュージーランド、またはオセアニア	オーストラリア ビクトリア州	オーストラリア ビクトリア州	
日本	日本	東京地方裁判所	
ブラジル	ブラジル連邦共和国	ブラジル サンパウロ州サンパウロ	両当事者は、手続きに関する召喚状または通知は、書留通信によって行われることに同意するものとします。
南アフリカ	イングランドおよびウェールズ	ロンドン	両当事者は、契約外の紛争および請求に関しても、イングランドおよびウェールズの法律および裁判所を適用することに合意するものとします。
日本、オーストラリア、ニュージーランドまたはオセアニア以外のアジア太平洋地域の国	シンガポール	シンガポール	

- 12.7. **完全なる合意、解釈、修正、分離可能性、存続性、権利放棄の不存在。** 本契約に添付されたすべての付属文書を含む本契約は、本契約に関連する当事者間の完全な理解を構成し、口頭または書面にかかわらず、過去のすべての合意および他のすべての提案、書簡、契約に優先し、これらを統合します。さらに両当事者は、本契約で明示的に定められている場合を除き、当事者間で本件に関する他の誘因、保証、表明または合意が存在しないことに同意するものとします。本契約の本文と見直し書、または両当事者が締結した追加の契約との間に矛盾がある場合、両当事者の権限をもつ代表者により署名された文書に明示的に記載されていない限り、本契約の本文が優先されます。お客様またはそのユーザーにKnowBe4のクリックラップが提示された場合、本契約の内容が矛盾する条件に優先します。本書中で使用される「**含む**」という用語は「**制限なく含む**」を意味し、「**含む**」という用語は「**制限なく含む**」を意味し、複数形の用語は単数を含み、単数形の用語は複数を含むものとします。本契約は、両当事者の権限をもつ代表者によって署名された書面による合意による場合を除き、いかなる方法であっても修正、改正、または変更することはできません。また、口頭による変更のいかなる試みもすべて無効であり何らの効果もありません。本契約のいずれかの条項が管轄裁判所により法律に違反すると判断された場合、その条項は適用法の許容範囲内で最大限適用されるものとし、本契約の残りの条項は引き続き効力を有します。機密保持、非開示、知的財産、免責条項、賠償責任の制限、補償および支払いに関連する本契約の全条項、ならびにその意味に影響を与えるために存続しなければならないその他の条項は、本契約の終了後も存続します。本契約に基づく権利の行使の不履行または遅延は、かかる権利の放棄を構成しません。別段の定めがある場合を除き、本契約に定める救済は、当事者の法律上または衡平法上のその他の救済に追加されるものであり、それらを排除するものではありません。KnowBe4は、お客様が準備する発注書または類似の文書を通じて追加されるあらゆる条件に特に異議を唱えます。お客様が発注書を必要とする場合、両当事者は、発注書に含まれる追加条項が当事者間の契約の一部となることはなく、具体的に本契約の条項が発注書に記載されているすべての条項に優先し、これらの条件を置き換えることに同意するものとします。
- 12.8. **見出し、副本、電子署名。** 本契約に含まれる見出しは便宜のみを目的としたものであり、本契約の意味または解釈に影響を与えません。本契約は、それぞれが原本とみなされる2つ以上の原本またはファクシミリの副本で署名・捺印される場合がありますが、それらすべてを併せて1つの同じ文書を構成するものとします。両当事者は、本契約の当事者の電子署名が、かかる当事者の手書きの署名と同等に有効であり、かかる当事者を本契約に拘束するために有効であることに同意します。両当事者は、電子的に署名された文書（本契約を含む）が、(a) 「**書かれた**」もしくは「**書面による**」であること、(b) 署名済みであること、および (c) 通常の業務の過程で確立および維持されるべき記録であること、および電子ファイルから印刷された場合にオリジナルの書面による記録を構成するとみなされることに同意するものとします。このような「**印刷物**」は、司法、仲裁、調停または行政手続きの証拠として提出された場合、文書形式で作成および維持される他の業務記録の原本と同じ程度にまた同じ条件で、当事者間で認められるものとします。本書の目的上、「**電子署名**」とは、手書きで署名されたオリジナルの署名で、その後電子手段により送信されたものを意味します。「**電子手段により送信**」とは、インターネットを介して「**PDF**」（ポータブルドキュメント形式）として、または電子メールメッセージに添付されたその他の複製画像として送信されることを意味します。「**電子的に署名された文書**」とは、電子手段によって送信される文書で電子署名を含む、または電子署名がなされているものを意味します。
- 12.9. **譲渡。** 本契約は、相手方から事前に書面によって同意を得ることなく、いずれかの当事者によって譲渡されたり権利移転されたりすることはできません。ただし、かかる同意は不当に保留されたり、条件づけられたり、遅延されてはならないものとします。前述にかかわらず、いずれの当事者も相手方の許可なしに、本契約に基づく権利と義務の全部を（一部は不可）関連会社に譲渡する（ただし以前に購入したサブスクリプションサービスのライセンス、アクセス権、ユーザー利用権は、KnowBe4の書面による同意なしに譲渡または権利移転できないことを条件とする）、または合併、統合、かかる譲渡当事者の資産のすべてまたは実質的にすべての資産の売却またはその他の同様の取引に関連して、本契約に基づく権利と義務の全部を（一部は不可）譲渡することができますが、かかる譲渡人が以下であることを条件とします：(a) 非譲渡当事者の直接の競合相手ではない、(b) 本契約に基づく義務を完全に履行することができる、かつ (c) 本契約の条項に拘束されることに同意する。
- 12.10. **通知。** 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に関連するすべての通知は書面によるものとし、(a) 本人への直接送達、(b) 郵送後3営業日目、または (c) 電子メールによる送付日に有効となります。契約上または法的な事項（すなわち、契約違反、終了、補償の申し立てなど）に関するお客様からのすべての通知は、以下に記載されている住所宛に「**法的通知**」として明確に識別され、付記されていなければなりません。お客様宛の料金の請求関連の通知は、お客様指定の関連する請求担当者宛に宛てられます。お客様宛のその他すべての通知は、お客様指定の関連するアカウント管理者宛に宛てられます。

KnowBe4への通知送付先住所：

KnowBe4, Inc.
気付： Legal Department
33 N. Garden Ave.
Suite 1200
Clearwater, Florida, U.S.A. 33755
support@knowbe4.com

13. 国別規定。以下の規定は、表示されている特定の国の現地法の要件にのみ対応しています。

- 13.1. **日本の地域法による要件。** お客様が日本を拠点とする場合、お客様は、お客様とお客様の役員、取締役、および重要な株主が以下に該当することを表明し、保証します。(a) 現在、反社会的勢力（以下に定義）ではなく、少なくとも過去5年間にわたり反社会的勢力ではないこと、および (b) 組織の運営、活用、資金もしくは便宜の供用を含むが、これらに限定されない関わりを含む反社会的勢力への関与をしていないこと。これらの表明および保証のいずれかに違反した場合、KnowBe4は正当な理由により本契約を直ちに終了することができます。本項の目的上、「**反社会的勢力**」とは、集合的に組織犯罪グループ（暴力団）またはそのメンバーもしくは関係者、企業に対するゆすり屋（総会屋）、社会的または政治的活動を提唱する無法者もしくは無法組織、または他の反社会的勢力を意味します。
- 13.2. **ドイツ法の適用を受ける契約に関する現地法の要件。** ドイツの地域法が適用されるお客様については、本契約の第11項「**責任の制限**」は、以下と置き換えられます。
- 11 **ドイツを拠点とするお客様向けの賠償責任の制限。**
- 11.1 **無制限の賠償責任。** 両当事者は、(a) 故意の不正行為または重大な過失の場合、(b) 各当事者が引き受けた保証の範囲内である、(c) 欠陥が悪意をもって隠ぺいされている場合、(d) 生命、身体または健康への損傷がある場合、または (e) ドイツの製造物責任法に従う場合は、制限なしに相互に賠償責任を負うものとします。
- 11.2 **重要な義務。** 重要な契約上の義務に軽過失のため違反し、その履行が本契約の適切な履行に不可欠であり、その結果、該当する本契約の目的達成が危ぶまれる場合で、かつサービスの受領当事者が本契約に定期的に依存している場合（重大な義務/Kardinalspflichten）、いずれかの当事者の責任は、問題の取引の性質に応じた、予測可能で一般的な損害に限定されるものとします。いずれの当事者にも、さらなる責任は存在しません。
- 11.3 両当事者が上述の第11.1項または第11.2項に基づいて賠償責任を負う場合を除き、いかなる場合も、本契約から生じる、または本契約に関連するすべての各当事者と関連会社の賠償責任を併せた賠償責任全体は、賠償責任が発生した最初の出来事の直前12か月間にお客様およびその関連会社が本契約に基づき賠償責任を発生させたサービスに対して支払った総額を超えないものとします。前述の制限は、お客様および関連会社の支払い義務を制限するものではありません。

- 11.4 第11.1項に基づき両当事者が賠償責任を負う場合を除き、不法行為損害賠償の請求を含むいかなる法的根拠に関係なく、上記の賠償責任の制限は損害賠償の請求すべてに適用されます。上記の賠償責任の制限は、相手方の従業員、代理人、または団体に対する当事者の損害賠償の請求にも適用されます。
- 11.5 本契約から生じる、または本契約に関連する権利は、時効の開始から24か月後に失効します。意図的かつ重大な過失行為、生命、身体、または健康への意図的または過失による損傷のための請求、詐欺的な不実表示、ならびに製造物責任法およびドイツ民法548条に基づく請求に対する時効は、影響を受けません。
- 13.3. **イングランドおよびウェールズの法律の適用を受ける契約に関する現地法の要件。**
- 13.3.1. **無制限の賠償責任。** 本契約または見積書のいかなる条項も、以下に関する当事者の責任を制限または免除するものではありません。(a) 当事者またはその関連会社の過失によって生じた死亡または人身傷害、(b) 詐欺または詐欺的な虚偽表示、あるいは (c) 適用法により制限または除外が認められない責任。
- 13.3.2. **完全なる合意。** 「完全なる合意」に関する第12.7項の最初の3文は、詐欺または詐欺的な虚偽表示があった場合には適用されません。
- 13.3.3. **第三者の権利。** このMSAには第三者受益者は存在しません。ただし、KnowBe4の関連会社およびライセンサーは、それぞれの知的財産権を保護するために、第3.8項を執行する権利を有します。
- 13.3.4. **商慣習の排除。** 本契約の条項は、商取引、慣習、実務、または取引経緯により暗黙的に適用される可能性のあるいかなる条項を排除し、優先的に適用されます。
- 13.4. **オーストラリアの法律の適用を受ける契約に関する現地法の要件。**
- 13.4.1. オーストラリア消費者法 (ACL) の不当契約条項 (UCT) に基づき、一部のサブスクリプションサービスにはオーストラリア消費者法の下で除外できない保証が適用される場合があります。疑義を避けるために記述すると、本契約の「**責任の制限**」条項は、ACLに抵触しない範囲で引き続き適用されます。